

当院では、診療等に当たっては患者さま又はそのご家族に対して
院内感染防止等に留意した対応を行っております。

【感染防止等に留意した対応の例】

- 状況に応じて、飛沫予防策や接触予防策を適切に行う等、感染防止に十分配慮した診療の実施。
- 新型コロナウイルスや新興感染症等の感染予防策に関する職員への周知。
- 待合室や診察室等の運用について、感染防止に資する設備等の設置や消毒等の実施。

厚生労働省が定める施設基準により、上記等の院内感染防止対策を講じた上で診療を行っている医療機関では、令和4年4月から外来診療を実施した際「外来感染対策向上加算（6点）」を算定することとされております。ご理解の程、宜しくお願い致します。